

2024 年 2 月 5 日
北海道電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、改正法附則第18条第4項の規定にもとづき届出を行なった特定小売供給約款（2024年4月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率を変更することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）、附則3（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）、附則5（低圧電力のお客さまについての特別措置）、附則6（臨時電力のお客さまについての特別措置）および附則7（農事用電力のお客さまについての特別措置）に定める料金率に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ (契約種別および料金) に定める料金率

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
定額電灯				
需要家料金				
1 契約につき	93.50		8.50	
電灯料金				
10ワットまでの1灯につき	128.66	(0.05)	11.70	(0.00)
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	239.75	(0.10)	21.82	(0.01)
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	461.90	(0.22)	42.03	(0.02)
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	684.06	(0.32)	62.25	(0.03)
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,128.37	(0.54)	102.68	(0.05)
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	564.20	(0.28)	51.35	(0.03)
小型機器料金				
50ボルトアンペアまでの1機器につき	417.12	(0.16)	37.96	(0.01)
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	761.65	(0.33)	69.31	(0.03)
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	380.82	(0.16)	34.66	(0.01)
従量電灯A				
最低料金				
1 契約につき最初の9キロワット時まで	417.19	(13.49)	38.00	(1.23)
電力量料金				
上記をこえる1キロワット時につき	35.35	(▲0.09)	3.22	(▲0.01)

(注) () 内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
従量電灯 B				
基本料金				
契約電流10アンペア	402.60	(28.60)	36.60	(2.60)
契約電流15アンペア	603.90	(42.90)	54.90	(3.90)
契約電流20アンペア	805.20	(57.20)	73.20	(5.20)
契約電流30アンペア	1,207.80	(85.80)	109.80	(7.80)
契約電流40アンペア	1,610.40	(114.40)	146.40	(10.40)
契約電流50アンペア	2,013.00	(143.00)	183.00	(13.00)
契約電流60アンペア	2,415.60	(171.60)	219.60	(15.60)
電力量料金				
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	35.35	(▲0.09)	3.22	(▲0.01)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	41.64	(▲0.09)	3.79	(▲0.01)
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	45.36	(▲0.09)	4.13	(▲0.01)
最低月額料金	417.19	(13.49)	38.00	(1.23)
1契約につき				
従量電灯 C				
基本料金				
契約容量1キロボルトアンペアにつき	402.60	(28.60)	36.60	(2.60)
電力量料金				
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	35.35	(▲0.09)	3.22	(▲0.01)
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	41.64	(▲0.09)	3.79	(▲0.01)
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	45.36	(▲0.09)	4.13	(▲0.01)

(注) () 内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
臨時電灯 A				
1日につき				
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	13.26	(0.13)	1.21	(0.01)
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	26.53	(0.25)	2.41	(0.02)
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	26.53	(0.25)	2.41	(0.02)
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	265.38	(2.55)	24.13	(0.23)
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	265.38	(2.55)	24.13	(0.23)
臨時電灯 B				
基本料金				
契約電流10アンペアにつき	440.55	(29.15)	40.05	(2.65)
電力量料金				
1キロワット時につき	49.86	(▲0.14)	4.54	(▲0.01)
臨時電灯 C				
基本料金				
契約容量1キロボルトアンペアにつき	440.55	(29.15)	40.05	(2.65)
電力量料金				
1キロワット時につき	49.86	(▲0.14)	4.54	(▲0.01)

(注) () 内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
公衆街路灯A				
需要家料金				
1 契約につき	82.50		7.50	
電灯料金				
10ワットまでの1灯につき	123.16	(0.05)	11.20	(0.00)
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	228.75	(0.10)	20.82	(0.01)
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	439.90	(0.22)	40.03	(0.02)
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	651.06	(0.32)	59.25	(0.03)
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,073.37	(0.54)	97.68	(0.05)
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	536.70	(0.28)	48.85	(0.03)
小型機器料金				
50ボルトアンペアまでの1機器につき	394.02	(0.16)	35.86	(0.01)
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	722.05	(0.33)	65.71	(0.03)
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	361.02	(0.16)	32.86	(0.01)
公衆街路灯B				
基本料金				
契約容量1キロボルトアンペアにつき	378.51	(28.71)	34.41	(2.61)
電力量料金				
1キロワット時につき	33.98	(▲0.09)	3.10	(▲0.01)
最低月額料金				
1 契約につき	375.47	(12.14)	34.20	(1.10)
低圧電力				
基本料金				
契約電力1キロワットにつき	1,377.86	(34.76)	125.26	(3.16)
電力量料金				
1キロワット時につき	28.71	(▲0.22)	2.61	(▲0.02)
臨時電力				
定額制供給の場合				
契約電力1キロワット1日につき	318.92	(2.88)	28.98	(0.26)
従量制供給の場合				
電力量料金				
1キロワット時につき	34.38	(▲0.34)	3.13	(▲0.03)

(注) () 内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
農事用電力				
基本料金				
契約電力1キロワットにつき	816.86	(34.76)	74.26	(3.16)
電力量料金				
1キロワット時につき	26.06	(▲0.22)	2.37	(▲0.02)

(注) () 内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

(2) 附則3 (農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置) に定める
料 金 率

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
契約使用期間				
最初の30日まで				
契約電力				
0.5キロワット	4,102.31	(6.90)	372.91	(0.63)
1キロワット	7,040.82	(13.80)	639.72	(1.25)
2キロワット	13,355.97	(27.60)	1,213.77	(2.51)
3キロワット	19,670.79	(41.40)	1,787.49	(3.76)
3キロワットをこえ1キロワットを 増すごとに	4,306.22	(13.80)	391.12	(1.25)
30日をこえる1日につき				
契約電力				
0.5キロワット	64.44	(0.23)	5.86	(0.02)
1キロワット	128.87	(0.46)	11.70	(0.04)
2キロワット	257.76	(0.92)	23.42	(0.08)
3キロワット	386.63	(1.38)	35.12	(0.13)
3キロワットをこえ1キロワットを 増すごとに	128.87	(0.46)	11.70	(0.04)

(注) () 内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

(3) 附則5（低圧電力のお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
基本料金				
契約電力1キロワットにつき	1,377.86	(34.76)	125.26	(3.16)
電力量料金				
1キロワット時につき	28.71	(▲0.22)	2.61	(▲0.02)

(注) () 内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

(4) 附則6（臨時電力のお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
電力量料金				
1キロワット時につき	34.38	(▲0.34)	3.13	(▲0.03)

(注) () 内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載

(5) 附則7（農事用電力のお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料 金 率		消費税等相当額	
	円 銭	(円 銭)	円 銭	(円 銭)
基本料金				
契約電力1キロワットにつき	816.86	(34.76)	74.26	(3.16)
電力量料金				
1キロワット時につき	26.06	(▲0.22)	2.37	(▲0.02)

(注) () 内には、特殊変動費等に係る料金を内数として記載